

Osaka Gakuin University Repository

Title	天平期の改革と律令制 The Relation between the Reforms in the Tenpyo Year Period and the Ritsu-Ryo System
Author(s)	中田 興吉 (Kokichi Nakada)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢(THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 67-68:92-69
Issue Date	2014.03.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

天平期の改革と律令制

はじめに

つまで続いたのであろうか。変整備されるが、この法体系にもとづく社会体制すなわち律令制はい移行したのは七世紀末のことであった。この律令法は格式によって改日本に律令法が採り入れられ、いわゆる律令法にもとづく社会へと

代で、奈良時代における社会的、政治的矛盾にもかかわらず、真に古ると位置づけるとともに、古代社会における矛盾が鮮明にすべての面においてあらわれ、貴族階級内部における対立が激化し律令制本来のとを示した点において、古代の没落の第一段階と位置づけ、②その古とを示した点において、古代の没落の第一段階と位置づけ、②その古とを示した点において、古代の没落の第一段階と位置づけ、②その古とを示した点において、古代の没落の第一段階と位置づけ、②その古法の第二の段階は八世紀末葉の平安遷都および桓武天皇の治世時代を古代世界の頂点であると位置づけるとともに、古代社会的、政治的矛盾にもかかわらず、真に古代で、奈良時代における社会的、政治的矛盾にもかかわらず、真に古代で、奈良時代において石母田正氏は①天平時代を古代世界の頂点であ

中

田

興

吉

益拡大が図られたとし、②また八世紀初頭の大宝律令により律令国家まで律令制社会として漠然と考えられているのである。また律令制は唐をまねたものであり、唐と日本の社会の違いを考慮あがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関して言えばあがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関して言えばあがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関して言えばあがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関して言えばあがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関して言えばあがったものであるとする坂上康俊氏は、①土地所有に関いた。一○世紀頃法制的表現である律令体制が没落に向かう時期と説いた。一○世紀頃法制的表現である律令体制が没落に向かう時期と説いた。一○世紀頃法制的表現である律令体制が没落に向かう時期と説いた。一○世紀頃法制的表現である律令により律令国家

である。

である。

である。

である。

である。

のしだいに混乱し、それは九世紀前半に再建されるが成立したもののしだいに混乱し、それは九世紀を律令国家の発展期とする。これは吉田孝氏の、八世紀は期であり、九世紀になると古典的国政の確立期を迎えるとの考えの延長上にあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているのあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているのあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているのあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているのあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているのあるが、一〇世紀まで律令制社会が存続していたと考えられているの意という。

三氏は天平期に大きな変革がなされながらも、それを律令制の枠でのこととみているのであるが、問題となるのは多くの変化の中に律でのこととみているのであるが、問題となるのは多くの変化の中に律言氏は天平期に大きな変革がなされながらも、それを律令制の枠内

ることとしたい。以下、この視点に立ち、天平期の改革と律令制の関係について考え

正税出挙の変化

一) 正税の大規模化

平六年(七三四)正月には化自体は和銅五年(七一二)八月の郡稲処分などに淵源をもつが、天天平期になされた正税出挙の大規模化である。この正税出挙の大規模を平期における施策の変化という点においてまず注目したいのが、

国十万以下。下国八万已下。如過,,兹数,。依,法科,罪。 聴,,諸国司毎年貸,,官稲,。大国十四万以下。上国十二万以下。中

る。これは一 すことは難しいと説く。 ٤ 生しており、 給・借貸が頻繁におこなわれていた時期であり、また続けて疫病が発 の開始時の天平六年は飢饉の只中にあり、天平四年から六年までは賑 と解し、長く受け継がれてきた。しかし山本祥隆氏は、 が国衙より無利子で借りた正税を農民に貸し付け、 を見込めない中で実施されたものであり、 国司が大量の「貸官稲」することが政府によって認められるに至 「国司借貸」と称されるものであるが、 天平年間の借貸は災害対策に他ならず、 国司借貸を国司得分とみな その利を得るもの 薗田香融氏は国司 国司借貸は利益 この国司借貸

国司借貸は国司得分か、否かで論が分かれているのであるが、これについてはあくまで「貸」官稲」」とあることが注意される。山本氏はについてはあくまで「貸」官稲」」とあることが注意される。山本氏は民間とを経て出挙する以上、そこに国司への配慮が感じられる。すなわち賑給であればいっさい返済を求めないが、公出挙ならば民間よりた(3)となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司となる。国司借貸はその中間に位置するものであり、その利益は国司に配分されるのである。

ともあれこの天平六年の国司借貸において正税出挙はその規模が拡

大したのであるが、天平一七年にこの正税出挙はさらに大規模化す 『続日本紀』天平一七年一一月庚辰条には

十万東。・・若有上正税数少。及民不二肯挙一者」。 官物欠負未納之類。 諸国公廨。 大国卌万束。 以、兹令、填。不、許、更申 上国卅万束。 中国廿万束。 不二必満」限。 · 下 其 国

財源として期待されるに至るのである。この記事は 正税出挙の量が大幅に拡大され、 大国では四〇万束に登る公廨の 『延暦交替式』 0)

大国肆拾万束

上国参拾万束

下国壹拾万束就中飛騨。隱伎。淡路三国各三万束 -国貳拾万東就中大隅。

公廨之料」。若有二正税数少。及民不」肯」挙者」。 太政官奏。 諸国司等割,留正税,。 出挙之式。請依 不 前件。 |必満 限。 以為言

其

天平十七年十一月廿七日

官物欠負未納之類。

以、茲令、塡。

不善許

更申。

事力 との規定に通じるが、 て、「古記 右に見える公廨であるが、 それ故に国司得分と関わることとなる。 「官物」の欠負未納をも補塡するとされている点、注意される。 作也」と注している。 が「公廨田不輸租。 正税出挙の利を割いて「公廨之料」に充てる これによれば公廨の意味は職分田に準 『令集解』 問 国司公廨田以 田令在外諸司職分田条におい この点、 離人 作。 早川庄八氏は原 答。 役

> 子とによるものであり、 司へ残余分を報酬として与えることとなったとする。また渡辺晃宏氏。 補うものとして「公廨稲」が創出され、その運営のために担当する国 義的には官衙官庁の社屋及びその収蔵物であったが、 公廨が天平一七年において拡大されているのである。 などであり、 は公廨は本来国衙における財源として国司公廨田の収穫稲と公田 激動のため、 また国司の給与の一面をなすものであったとする。 正税そのものを確保維持することが困難となり、 その用途は国司巡行の際の食料や国衙の雑用 しかし天平期 それを

解である。 解の用途として新たに官物 りだして出挙する国司借貸とは別のものであり、 の補塡であるとの見解、 て公廨が果たしていた機能をふたたび正税から独立させるとともに公 定するとともに、 政に対する国司の個別的な関与を制限し、 負未納の補塡と国儲にあてられたあとの残りの利稲が国司の所得とし させるもので天平六年制の復活ととらえる見解、 構造に改変したものとする見解、 て舂米の形態で配分されたが、この方式は国司各員が個々に穎稲を借 この拡大の目的については見解が分かれている。 公廨にはもともと国司給与の側面があったが、 さらに、 (正税) 公廨の財源として出挙稲を独自に設 各国に設置された公廨稲は官物の欠 の欠負の補塡を狙ったものとの見 財政の運用方法を組織的 公廨稲制度は国府財 「官物」 国司の俸給を増 の欠負未納 か 0 加

欠負未納之類。 先にふれたように 以、兹令、塡」と記していることに注意するならば、 『続日本紀』 ゃ 『延暦交替式』がともに 「其官物

の目的は公廨本来の国衙の費用や国司個人の給与の補塡にあてるととの目的は公廨本来の国衙の費用や国司借貸を展開したと解しているが、そうではないのである。 が、そうではないのである。 が、そうではないのである。

泉監正税帳」には前年のこととしてにより返済しなかった者が書き連ねられている。また「天平一〇年和らうかがわれる。これには「大税」出挙を受けながら、死亡したことらうかがわれる。その一端は天平一一年の「備中国大税負死亡人帳」か注意しなければならないことは、出挙を受けて死亡する者も出現す

出挙参萬束

負死伯姓伍伯伍拾参人 免税壹萬参仟陸拾束

未納貳仟壹拾貳束

負伯姓壹伯参拾捌人

しかし、公出挙の場合、その利子は年五割に達し、私出挙の半額の(3)

けの利益をともなうものであったのである。 にそれを担当する国司に利益をもたらしたのであり、 玆令√塡」とあることからうかがわれよう。 益は確実にあったのであり、 に村落規模で展開されていた私出挙を抑制するならば公出挙による利 秋口の食糧不足に悩んでいたことからして、借用する者が多く、 とによって利益を生むものとなるのである。当時の農民は春の種籾 ば、鼠害や風水害などからして減損するばかりであるが、 らば利を生むことが期待されるのである。 九年にかけて死亡者などの多いことは特例であり、してみると順調な 拡大されることとなるのである もそこに「官物」の欠負未納などをもその利子でもって補塡できるだ 九二八東から利として七四六四東を得ているのである。 利子ではあるものの、 利を生むのである。すなわち、ここでも一万四 そのことは「其官物欠負未納之類。 正税は正倉に納められ 民間より低利ではあって 国司借貸方式は国衙さら 故にこの方式は 天平四年 出挙するこ ため 以

二) 正税出挙の利益と徴税方法の変化

まかなうことはかなり困難なことであったようで、それは『続日本れを財源として国衙が運営されてきた。しかし国衙財政を田租のみでの確保があげられるのではないか。これまでは租を農民からとり、その確保があげられるのではないか。これまでは租を農民からとり、そこの正税出挙の大規模化によってもたらされた利益が何に向けられ

このような状況の中で個別財源の確保をもかねたとまでは断言できな も伝統的におこなわれ、それに食い込むのが難しかったからである。 わけではないことが注意される。既に民間による私出挙が広範にしか 国衙財政に組み込むこととなろうが、しかし簡単に国衙が出挙できた すなわち田租が国衙の運営に充てられていたことが察せられるのであ 拡充が画されることとなったのである が、 とあることから察することができる。この段階で想定以上の大税 大宝元年六月己酉条において「国宰郡司。 田租のみで国衙の運営ができなければ、 国衙財政を田租と正税出挙でまかなおうとして、 田租を出挙し、 貯 置大税。 正税出挙など 必須 その利を 如

これによって補塡されるのであり、 以、茲令、塡」とあることである。 ことは言うまでもないことであろう 意されることは先の天平一七年の制では 公廨稲によって官物欠負未納之類が それは国衙財政の充実につながる 「其官物欠負未納之類

割

土毛条には て中央財政にも貢献しうるものであったことである。 注意されることは、 このことは一方で官物の欠負 未納の補 すなわち賦役令 塡を通じ

とあ ŋ 凡土毛臨時応」用者。 土毛は郡稲から出すべきとされ、 並准 -当 国 国時価 ¹。 また賦役令諸国貢献物条に Þ 甪 郡 稲

之類者。 凡諸国貢 皆准」布為 (献物者。 皆盡 価 当土所出 以 官物 市充。 其金。 銀 珠 玉: 及珍異 は

解の である。 国貢献物条における「官物」が実質的に 明衣所」須。 庄八氏はこれを不動穀、 におこなう儀礼のための「其食以」当処官物及正倉「充」についての義 役令諸国貢献物条において官物を「郡稲」と注し、これは穴説も同様 とあり、 であり、 財政が充実しておれば中央政府は土毛や貢献物の入手も期待できたの る。「応」入」京官物」」 本紀』天平四年八月壬辰条には たがって「官物」を「郡稲」とのみと解することはできない。 かれていることから釈奠の費用に「郡稲」を充てることはできず、 るとそれは「郡稲」と解され、儀制令元日国司条において元日の儀式 「官物」 凡大学国学。 |取今年応」入」京官物 | 。 「官物者。 であるが、 それは中央財政への貢献に他ならない 朱説は 官物を貢献物の財源とすべきとされている。 並用 每」年春秋二仲之月上丁。釈」奠於先聖孔宣父」。 郡稲也。 「正税」とするが、 ||官物||」とあることが注意される。 天平一〇年頃成立した は調庸物と考えられることからして、 動用穀、 正倉者。 充」価速令:填備:」とあることが注意され 「節度使所」管諸国軍団幕釜有 正税也」との理解につながる。 出挙雑物と解するが、 意味は同様である。 「郡稲」を指すにせよ、 『令集解』 大学は中 所引の古記は賦 このようにみ ここに見える 学令釈奠条に 賦役令諸 其饌酒 『続日 早川

日省符、 支出をも可能とすることである。 依 さらにこの国 (天平元年) 給従五位上田口朝臣家主百斛(32) 衙財政の充実は、 六月十日省符、 給正四位下長田王三百斛、 本来政府が支出するはずの方面 天平二年の、 とみえ、 「大倭国正税帳」 また「尾張国正税 依六月七 には \mathcal{O}

(3) 展真化が展開されるならば、この方面への支出も拡大された可能性が を支出したとある例などはその例である。もし国衙財政に不足が生じ が、それが天平二年の段階で展開されていたのである。正税出挙の大 が、それが天平二年の段階で展開されていたのである。正税出挙の大 が、それが天平二年の段階で展開されていたのである。正税出挙の大 が、それが天平二年の段階で展開されていたのである。 では、政府の要求に応じることは難しかったと考えられる が、それが天平二年の段階で展開されていたのである。 では、政府の要求に応じることは難しかったと考えられる が、それが展開されるならば、この方面への支出も拡大された可能性が が、それが展開されるならば、この方面への支出も拡大された可能性が が、それが展開されるならば、この方面への支出も拡大された可能性が が、それが展開されるならば、この方面への支出も拡大された可能性が の大

するが、それを防ぐこととなるのである。とれは国司の勤務評定のマイナス、中央政府の財源の減少を意味る。それは国司の勤務評定のマイナス、中央政府の財源の減少を意味課対象の個人が納付するものであるが、しかし時に欠負未納が生じ次に注目されるのは調庸の欠負未納の補塡である。本来、調庸は賦

令大国条では、職務を全うせしむるに便なることが注意される。国守については職員、ところでこの公廨による「官物」の欠負未納などの補塡は、国司の

なったのである

ならマイナスの評価となるところをプラスに転じさせることも可能

仗 掌心祀社。 (挙) 鼓吹。 孝義。 戸口。 郵駅。 田宅。 籍帳。 伝馬。 良賎。 字 烽 ||育百姓 訴訟。 候 城牧。 租 調。 勧 過所。 |課農桑|。 倉廩。 公私馬牛。 徭役。 糺 察所部 兵士。 蘭遺雑 0 器

物

及寺。

僧尼名籍事上。

れている。司の評価は部内の戸口や耕作面積の増減などにもとづくことが規定さの最として「強…済諸事」」が掲げられ、また同令国郡司条において国と租調、徭役などの責任を負うこととなっており、考課令最条に国司

具体的に見ると和銅五年五月には

人少 割断合」理。 太政官奏偁。 開 ||若有上郡司及百姓准| | 匱乏|。 減闕 租調。 獄訟無」冤。 禁 郡司有上能繁 断逋逃。 籍帳多」虚。 在 上三条 レ職匪レ ·殖戸口 · 。 粛 清盗賊 口丁無」実。 懈。 有 増 合三勾以上 立」身清慎上。 |益調庸|。 籍帳皆実 逋逃在. 者上。 勧課 | ・・田疇不 戸 ĺП 国司 農桑。 遺

調などの徴収額は確保できるのである。公廨からの転用によって本来らば、いちいち各戸から徴収の実を挙げなくても、その求められた和勤務評定をなすと定められた。それがいま公出挙の運用に成功するなとの方針が示され、「減闕‥租調‥」などの場合は国司にはマイナスの状附‥朝集使朮。挙聞。

布 東大寺司へ売却された「調邸」 品を購入し、 が、この例は個人がおこなっ 豆国那賀郡那賀郷戸主生部直安麻呂委文部益人」が 付することが可能となるのである。 あげた利益でもってその不足分を交易により補塡することによって納 て納付された すなわち納付するべき調庸物の量に不足が生じた場合、 そのことは天平勝宝七歳 が購入され、 調庸物に充てると言うことは国衙でも展開されたのであ 「商布」 それが が存在する。 (36) 「調堅魚代」として納付されたことを示す た可能性がある。 からうかがうことができる。 (七五五) 市などにおいて流通していた 正倉院に年月不明であるが、 から八歳にかけて相模国から しかし流通している物 「調堅魚代」とし **栄原永遠男** 正税出挙で

転用され、

潤滑剤として機能したと想定されるが、

このように正税出挙の拡大とその結果もたらされた利益が各方面に

ようとしたのである。 ⁽⁴⁾ 市や国府の市で求めて調庸物を納付し、マイナスの勤務評定から逃れ 納を避けようとすれば、 たととらえているが、 氏はこれを相模国が京の市で調庸物の確保にあたるための施設であっ 国司も勤務評定がマイナスとなる調庸の欠負未 正税出挙の利益から費用を捻出し、 時に京の

使うことができるという点において、都合が良かったのである。 さらに公廨稲制度により国司はその得分を得ることができることと また中央省庁にとってもその支払うべき給与の財源の一つとして 全体としては正税出挙の拡大は国司の責務を全うするにおい

国衙が運営され、また調庸が京に運ばれて中央政府の財源とされたの であるが、それに正税出挙の利益が加わったのである 点での変質である。それまでは租を農民からとり、それを財源として ここに地方政治の転換が隠されているのではないかということであ どのようにして税を徴収するかというそれまでの政策の基本的な 注意したいことは

民の必要に応じたものであり、 える重要な柱として機能すると説いているが、 おらず、 いう二本立ての財政運用は古代国家の基本構造として、 こに正税出挙の利益が加わったのである。渡辺晃宏氏は正税・公廨と 正税を出挙して得た収入にもとづく国衙の運営は本来、 あくまでもそれは租を中心としたものであったのである。 私出挙によってカバーできない場合に 本来的に正税出挙は農 国家財政を支 構想されて

> る。 政府の財源の一部と化すに至ったのである。 提とし、国庫に組み込むということは想定されていなかったのであ 法に変化が起きたことに注意する必要があろう。 おいて機能する性格のものであった。したがって、その貸し出しを前 しかしいま、それが大規模に展開され、 それまでの租税確保の方 国衙の運営のみならず、

天平一九年五月官奏

次に注目したいのが天平一九年五月の太政官奏である。

天平一九年五月戊寅条には 以。 太政官奏曰。封戸人数縁 官位同等所」給殊」差。 於」法准量。 ℷ有::多少:。 理実不、愜。 所 車輸

十一。擬為一定数一。其田租者每二一戸 以二正丁五六人中男一人」為」率。 則用二郷別課口二百八十。 以 計量東 為、限。 不い合い

奏可之。

+ 数化されたとみる。 中男五〇とすることとしたとあるのである。この「郷別課口二百八 丁を「五六人」、中男を一人、田租を四○束とし、 正丁のみで、五六人は五人または六人で多きにしたがう方針の下に整 五六人は五人ないし六人という曖昧なものとし、時野谷滋氏は課口(⑷) とみえ、封戸の給物に差が生じないようにするため、一戸あたりの正 中男五十」について、 沢田吾一氏は課口二八〇には次丁を含み、 郷別課口二八〇、

請毎::一戸:。

雑物其数不

いかに扱われたかであるが、『令集解』巻十三賦役令封戸条にはこの数値自体については後に論じることとし、この官奏そのものが

数不い等。 其田租者。 人」為」率。 天平十九年六月一日格云。郷内戸口縁」有:多少:。所」輸雑物。 永為三恆例 官議平章。損多益少。 毎三一 則用二国郷別課口二百八十。 戸 以三十東 為」限。 毎三一戸 中男五十一。擬為三定数 不」令:加減」。 |以||正丁五六丁。中男 自与以後 其

民部上をみると民部上をみると、封戸に限らず「国郷」全体に及ぼされ、また田租は三○束にとみえ、封戸に限らず「国郷」全体に及ぼされ、また田租は三○束にとみえ、封戸に限らず「国郷」全体に及ぼされ、また田租は三○束に

とあり、 為、限。 満 凡封戸。以二正丁四人。 此数。 封戸については一戸あたり正丁四人、 毎 郷満 通計国内 課口 一令」塡。 一百人。 中男一人。 但遭」損之年。 中男五十人。 為二一戸 中男一人、 0 租稲三二千東 不、聴通 率租每」戸以 田租は一戸 計満給

五○から検討したいが、一郷に何人の正丁や中男がいたかは意外と明数字と実勢の差をまず検討することとしたい。郷別課口二八○、中男に次丁を含むかなどをめぐって見解の相違もあるが、この法定されたこのようにそれぞれ若干の数値の変動があり、またその数値や課口四○束とされており、天平一九年の官奏とは数値が異なっている。

里戸籍」の首部を掲げることができる。 (4) のかでない。唯一具体的なものとして「大宝二年御野国山方郡三井

三井田里戸数俉拾戸 上政戸拾壹 中下壹戸 下々捌戸

中政戸貳拾壹 下々拾陸戸 下政戸拾捌 下上壹戸 下々拾陸

口数捌佰仇拾仇 男肆佰貳拾貳 有位捌 正丁参 癢疾

从丁拾
少丁肆拾壹之中 兵士参

正丁壹佰伍拾参之中

兵士参拾貳

遣壹佰貳拾壹

遺参拾捌 小子壹佰肆拾肆 緑児伍拾貳

廢疾伍 篤疾貳 耆老柒

女肆佰陸拾参 有位次女壹 正女貳佰拾貳

少女肆拾

小女壹佰貳拾捌

緑女肆拾伍 耆女貳拾貳 奴柒

次女拾伍

婢柒 正婢肆 少奴壹

小婢参

小奴貳

とあるとあるのがそれである。

とづく戸口の実数などの数値が存在するので、それに加えて五〇戸換範囲を広げる必要がある。幸い、沢田吾一氏のまとめた完形の戸にもあり、これのみを以て代表させるわけにはいかない。そこでもう少ししかし、後述するように一郷あたりの数字にはかなりのばらつきが

 \mathbb{H}

		もとの戸数の 課口・中男数				50戸換算の 果口・中男数	
		正丁数	正丁数 次丁数 中男数			次丁数	中男数
御野	107戸	420	11	94	196	5	44
三井田里	50戸	153	10	41	153	10	41
西海道	29戸	124	5	24	214	9	41
計帳	34戸	133	4	18	196	6	26
下総	24戸 ^{注1}	126	3	20	263	6	42
平均注2					217	7	38

- 注1 沢田氏は養老五年下総国戸籍の房戸62戸を郷戸24としている。 参考として掲げた。
 - 三井田里は含まない。 2

されているので、これにしたがっている。 下小、二〇歳以下中、二一歳から丁、六一歳から老、六六歳から耆と 封主には賦役令封戸条において「調庸全給。 田品差があるなどあるが、すべて無視してまとめたものである。なお 革における数字はかなり多めの数字と言ってよい。 する数字はここで示している実数に近いものの、先の天平一九年の改 七、中男三八となる。 を断っておく。また戸令三歳以下条によれば三歳以下は黄、一六歳以 もとづいて田租額を求めると表6のようになる。無論、 して示すと次の表2から5のようになる(奴婢は省略 三、次丁一〇、これに中男四一となるが、御野国全体の平均では正丁 九六、次丁五、 これを改めて一戸あたりとし、その授田額、それに段別一東五把にぽ では田租額はどうか。これも沢田氏の先の数字をもとに戸口を整理 正丁、次丁、中男数から見てみよう。 中男四四、 してみると、『延喜式』段階の課口数などに関 全籍帳の平均数値は正丁二一七、 三井田里のそれは正丁一五 其田租為三二分」。一分入上 田地の寛狭、

扱いや残疾者などの取り扱いは不明であるので、

年齢中心であること

算したものも対比して示すと表1のようになる。なお、有位者の取り

となる。 五月からは全給とされているので、⁽⁴⁾ ところで天平一九年五月官奏では四〇束、 一分給」主」と田租の二分一を給すとされていたが、天平一一年 租の額はそのまま使用できること

いずれが正しいのであろうか。これについて時野谷滋氏は民部省 六月格では三○東とあ

表2 大宝二年御野国戸籍中完形107戸の年齢内訳

	107戸			50戸換算		
	男	女	計	男	女	計
~6歳	212	192	404	99	90	189
7歳~	817	911	1,728	382	426	808
計	1,029	1,103	2,132	481	516	997

注 50戸換算の数値は、6歳までと7歳からの男女の実数値を換算して四捨 五入したものを示し、計欄の数値はそれぞれを足したものを示した(以下同 じ)。

表3 大宝二年西海道戸籍中完形29戸の年齢内訳

		29戸			50戸換算	
	男	女	計	男	女	計
~6歳	58	64	122	100	110	210
7歳~	230	255	485	397	440	837
計	288	319	607	497	550	1,047

表4 神亀・天平年間の籍帳中完形34戸の年齢内訳

	34戸			50戸換算		
	男	女	計	男	女	計
~6歳	40	43	83	59	63	122
7歳~	232	290	522	341	426	767
計	272	333	605	400	489	889

表5 養老五年下総国戸籍の年齢内訳

		24戸			50戸換算	
	男	女	計	男	女	計
~6歳	36	31	67	75	65	40
7歳~	195	273	468	406	569	975
計	231	304	535	481	634	1,115

表6 1戸あたりの授田額と田租額

	御野	西海道	計帳	下総	平均
授田額(段)	26.6	27.6	25.0	31.4	27.7
田租額(東)	39.9	41.4	37.5	47.1	41.6

相模国天平七年封戸租交易帳の換算

戸数	田数	不輸租田	見輸租田	租稲
1300戸	4162町2段209歩	1244町3段161歩	2917町9段48歩	4万3768東7把
50戸換算	160町1段	47町8段	112町2段	1683束4把
1戸換算	3町2段	1町0段	2町2段	33束7把

(50戸換算・1戸換算の田数は段以下、租稲は把以下切り捨てている)

表6によれば四〇束が正しい可能性がある。 式上が郷別「二千束」とすることから「四〇束」が正しいとするが、 ® ここで実際の「相模国天平七年封戸租交易帳」をみると、その首部

に

合八郡食封壹拾参処 壹仟参佰戸 田肆仟壹佰陸拾貳町貳段貳

玖歩

壹拾柒町玖段肆拾捌歩 租肆万参仟柒佰陸拾捌束柒把

輸租田壹仟貳佰肆拾肆町参段壹佰陸拾壹歩

見輸租田貳仟玖

場合の租稲三三東七把は一戸あたりの口分田二町二段に段別租稲 とある。これを五〇戸換算などしたものが表7である。 五把として算出される三三束と近似している。天平七年段階では封主 一戸換算した

天平一九年五月官奏の戸別四○東はやや多め、六月の三○東はやや少 はこの租が全給であり、 るが、そうではなく、その全額なのである。しかし天平一九年段階で にはその二分の一が支給されることからすると、それの数値化と思え そのまま支給されることとなる。してみると

り多くなることとなる。 のことからすると国庫に入る調庸の量、 なめの設定となる。 もっとも先にみたように課口数はかなり多めに設定されており、

しかしそのことは一方でその徴収の任に当たる国司にとっては負担

されることからすると、そこに太政官構成員の意向が反映された可能

国庫に入る調庸はその多くが支配者層に消費

封主が受け取る封物は以前よ

性がある。

されるのが前章における正税出挙の拡大であり、 となることであったのである。 設置がなされたと考えられるのであり、 能となり、 たらされた利益でもって、本来の規定よりも多くを納付することも可 納付するのである。このことからすると、正税出挙の拡大によっても の補塡である。すなわち、納付するべき調庸物の量に不足が生じた場 となるはずである。 正税出挙であげた利益でもってその不足分を交易により補塡し、 それを背景として天平一九年五月官奏において法定収量の それは調庸の欠負未納につながるが、ここで想起 それは太政官構成員にプラス それによる欠負未納

なっており、 れなくなるのである。 定化されたのである。 るかはかつては国衙財政・国家財政の基盤をなしていた。 今一つ注意しなければならないことは、 .の低下である。 国家財政の運用が展開されることになったと言うべきであろう。 その意味では従来の理念とは異なる理念の下に国衙財 郷に何人が居住し、どれだけの田地を耕作してい 先にみた和銅五年五月の太政官奏の方向とは異 このため、 農民の動向には以前ほど注意が払わ 農民の動向を把握する度合 それが、 法

Ξ 土地制度の変化

次に土地制度の変化から検討することとしたい。 五年に墾田 永年私財法がだされる。 『続日本紀』 天平一 周知のように天平 五年五月乙

丑条は

三十町。 詔曰。 百町。 是。 姧作隠欺。 八位已上五十町。 身__。 農夫怠倦。 三品四品及三位三百町。 如 悉咸永年莫」取。 主政主帳十町。 聞。 科」罪如 墾田依:養老七年格。 開 初位已下至二于庶人一十町。 地復荒。 法。 国司在、任之日。 其親王一品及一位五百町。 若有…先給」地過 自」今以後。 四位二百町。 限満之後。 任為 墾田 多茲限。 但郡司者。 五位百町。 私財一。 依 依 二品及二位 前格 便即 」例収授。 大領少領 還

とする。ここに見える養老七年 (七二三)格とは 『続日本紀』 養老七

年四月辛亥条の

闢田疇。 太政官奏。 世。 若逐 其有下 頃者。] |溝池||。 -新::造溝池:。 百姓漸多。 給 其一身。 営_ 田池窄狭。 開墾 奏可之。 者上。 望請。 不 限 勧 課天下 開

のことである。 『令集解』巻一二田令荒廃条では しかしこの『続日本紀』 天平一五年五月乙丑条の記

は

親王 地者。 永年莫. 養老七年格云。 聞 開地復荒。 給伝三三世 若受」地之後。 品及一位五百町。 先就」国申請。 取。 墾田縁 其国司在 其依 自」今以後。 養老七年格 至二三年一。 国司不」合。 然後開口 旧溝 任之日。 二品及二位四百町。 墾者。 任為 限満之後。 之。 墾田 本主不」開者。 私財。 天平一五年五月廿七日格! 給 不」得 其 依 身一 依」例収授。 前格。 ||因\兹占| 无¸論;三世一身」。 身 三品四品及三位三百 聴 仰 但 請百姓 他人開墾 人為 由 是農夫怠 有 ∵妨之 田 勅 其

とされている

下至 町。 若有…先給 四位二百町。 |于庶人|十町。 |地数過||多茲限|。 五位一百町。 但 **追郡司者**。 六位以下八位以上五十町。 大領。 便即還 少領卅町。 公公。 姧作隠欺。 主政。 以 主帳十 初位以 レ法科

格ではとされており、また『類聚三代格』巻一五所収天平一五年五月二七日とされており、また『類聚三代格』巻一五所収天平一五年五月二七日

国司在

任之日。

墾田一依

三前格

取。 受」地之後。 先就」国申請。 」地復荒。 自」今以後。 其国司在」任之日。 墾田據 至 養老七年格 然後開」之。 于三年」。 任為二私財、無、論二三世一身、。 墾田 本主不」開者。 不,得 限満之後依 依 前格。 因 || 兹占 」例収獲。 聴 但人為言開」田占立地者。 |請百姓有\妨之地|。 他人開墾 由 是農夫怠倦開 悉咸永年莫. 若

は身分の低い豪族が大規模な墾田地の占定が予想されるとして、 による位田などの階層的秩序を墾田を含めて再編成しようとしたもの 対策として私財法で制限規定をしたものとし、 知った為政者は墾田は永年収公しないという画期的な決断を下したも には班田図が作成されるが、この過程で墾田収公の得策でないことを とづく収公は広範におこなわれなかった可能性が強く、 写したあと『続日本紀』を付加したものとした上で、 Ó やや異同があるが、 田令の全面的否定ではないとし、 ③しかし為政者は養老七年格のように「不限多少」としたので これについて吉田孝氏は ⑤私財法は田令の重要な部分を ④この制限規定は田令 『令集解』 ①三世一身にも ②天平一四年 は弘仁格を その

> いとし、 い る。 ⑤ 墾予定地の占定を制限する方がより現実的な規制方法であったとみて のとし、 ほかならず、 租田として田図に登録しており、 ⑧私財法は開墾予定地の占定手続きやその有効期間を明確化したもの には借佃に関する規定を適用しないとの法文があったとし、 佃に関する規定が適用されないと述べているとみて、大宝令には荒地 唯荒廃之地。 関して⑦田令荒廃条古記が「荒地。 定が弘仁年間までに何故無効とされたか不明、とする。また、® 田の面積を直接制限することは技術的に困難であるとして、 これは隋唐的な律令体制を基準にすると私財法は律令体制的な制度に で田地に対する支配体制を深化させたものとし、開墾された土地は輸 きたが、しかし私功を加えたものは口分田よりも難しいとした上で、 は百姓墾田の収公規定無しとし、すなわち建前としていつでも収公で 定は現実には未墾地の大規模な選定を促進したものであり、 崩したが、 を区別していることから、 ⑨しかも占定面積を律令官人の位階に応じて制限しており。 ⑩開田のすべてが見作田とならない農業技術の段階では見作 土地に対する支配の深化の中から生まれたもので、 有能借佃者判借耳」と、荒地と荒廃地 私財法は日本の班田制に欠如していた要素を補完したも 大宝令に荒地規定があり、 田地に対する支配権は後退してい 謂未熟荒野之地。先熟荒廃者非 (田が荒廃したも 荒地には借 これに 制限

いる荒地は唐令には確認できないもので、その荒地を条文に含めた理これに対して坂上康俊氏は①大宝田令荒廃条において古記がふれて

考えられるとし、 ルに回収されるが、私財法では墾開者に処分権が認められており、 の永業田の規定を参照した可能性はないとは言えないが、 たとの評価を疑問とし、③私財法が限度額を定めようとしたとき、 発とそれによってできた熟田を漸く国家の規制下に置けるようになっ **意したのであるとし、その上で、②私財法に対する吉田氏の荒地の開** る必要が生じた、 由は荒地規定を独自に挿入しなければならないと考えた理由を説明す に予想されたために、その取り扱いや班田収授制に取り込む規則も用 唐では二〇畝を超す分は口分田にされ、 前半の荒地は一般庶民の開墾となる「百姓墾」への対応のため 大宝令制定時点で全くあらたな開発田の出現が十分 すなわち、 後半部で地方官の開墾に言及している 国家による均田制サイク 庶人の場 墾

策であったと説いている。 は土地所有への欲求を刺激して国家の財政基盤を拡大させるための施 よる土地把握を危殆に陥れたわけではなく、 均田制に近づいたとも言えないとし、

⑦しかしだからといって国家に の法により、 いたが、 は私財法と均田制、 ④私財法は庶人についても私的土地所有の確実な一歩であり、 開地の耕作が続く限り班田収授のサイクルにはいることはないとし、 ⑤大宝令の制定時点で庶人の開発にも明確な構想と意思をもって 私財法はその構想、意思の一部放棄を宣言したもので、 国家によると田地把握が深化したと評価できず、 官人永業田の相似した面を強調しすぎていると 経済政策面からは私財法 吉田説 また唐 6

荒地開墾規定が大宝令ではどう規定されていたかが鍵を握るが、

ある。すなわち養老令では廃条の位置づけについては諸説ある。これは大宝令文が不明なためで

❶凡公私田荒廃。

❷三年以上。有□能佃□者。経□官司□判借之

❸雖□隔越」亦聴。

◆私田三年還」主。公田六年還.

❺限満之日。所」借人口分未」足者。公田即聴」充

 \Box

❸私田不」合。其官人於||所部界内|。有||空閑地| 願」|佃者。任聴

_営

種。

定されている。大で替解之日還」公。

所に対してと規定されている。大宝令の注釈である古記は❷にあたる大宝令の箇と規定されている。

開元令云。令;其借二訖。後主聞;他人佃;。 借耳 謂未熟荒野之地。 経」熟訖」。三年之外。不」能 不言加力功。 佃之也。主欲 荒廃三年以上。 転分三与人一者。 三自佃 謂堤防破壊不」堪 先熟荒廃者非。 |而不」耕。 先盡:其主:。 而未」申 種耕。 其地即廻 経二二年 自佃 唯荒廃之地。 |修理|。 謂他人先請 者。 依」式追収。 者。 |借見佃之人|。若佃人雖 縦雖 仍有 任 後申 有 能修理 ·有力者借上之。 願 改給也。 佃 能借佃者 |猶令||主 経 佃 官 司 圳

⑥にあたる箇所に対して

任聴,|営種]。謂告,|同官,知之也。

荒

でにあたる箇所に対して

墾田縁. 年格云。 復荒。 百町。 取 伝三世 替解日還」官収授。 年内亡者。三班収授也。公給熟田。 ▷地之後。至□三年□。本主不▷開者。 先就」国申請。 元式第二卷云。 位五百町。 |地数過||多玆限|。 其国司在上任之日 未」得」実哉。挙」軽明」重義。 五位一 自」今以後。 養老七年格 也。 其依 但郡司者。 一百町。 二品及二位四百町。 国司不」合。 然後開」之。不」得」 旧溝 其開:|荒地|。経:|二年|収_熟。 任為 謂百姓墾者。待 限満之後。 墾者。 六位以下八位以上五十町。 便即還」公。姧作隐欺。 大領。 墾 田 =私財 - 。 天平十五年五月廿七日格。 給 少領卅町。 依 其身一身 依」例収授。 ||因\兹占| 无¸論;三世一身」。悉咸永年莫 三品四品及三位三百町。 前格一。 聴 其租者。 尚須二六年之後一収授。 正身亡。即収授。 主政。 他人開墾」。 也。 請百姓有 但人為言開之田占立地者 由」是農夫怠倦。 新作品堤防 初耕明年始輸也 以、法科、罪。 然後准」例。 主帳十町。 初位以下至二于庶 ,妨之地 。 其親王一品及 勅 墾者。 唯初墾六 若有 如 況加 国司在 養老七 四 位二 開地 若受 聞 売 開 私

できないためである。と註しているが、これのみでは大宝令の全文を完全に復原することが

任之日。

墾田

依

前格。

永徽令を参照している。その永徽令も不完全にしか復原できないが、唐令は永徽令から開元三年令を経て開元二五年令に至るが、大宝令はしかし、近年発見された北宋天聖令が状況を一変させた。すなわち

なかった開元二五年令が完整な形で保存されていたのである。それにこの度発見された北宋天聖令にはそれまで完全な形で知ることのでき

は

加功、 之日、 諸公私 合。 者、 主 雖隔越亦聴。 [之] 外不能耕種、 公田九年還官。 [令] 其借而不耕、 年限雖満、 転分与人者、 所借人口分未足者、 囲 荒廃三年以上、 < > 易田於易限之内、 亦不在追限。 依式追収、 其地即回借見佃之人。 其私田雖廃三年、 経二年者、 官田即聴充口分。 有能 改給。 応得永業者、 不在備 任有力者借之。 借 主欲自佃 佃 若佃人雖経熟訖、 (倍) 者、 聴充永業。>私田 < < 若当県受田</p> 経官司申牒借之、 限。>私田三年還 先尽其主。 則 即 不自

<>は本文註、[]は補入、()は衍字・誤字。

とあったのである。

令と近いとして、服部一隆氏は大宝田令荒廃条をこの開元二五年令は開元三年令、さらには大宝令が手本とした永徽

任聴 自佃 充 凡公私荒廃三年以上、 口分。 私田三年還」主、公田六年還」官。 ||営種||。 | 先尽 | 其主 | 。 私田不」合。 替解之日還」官収授 限満之日、 有 其官人於 能個 者、経 所」借人口分未」足者、公田即聴 所部界内 其私田雖,廃三三年 ||官司||判借之。 有 荒地 雖 願 隔 主欲 越 亦

墾規定を削除し、また借佃規定は郡司と百姓の別も定められていなと復原した。その上で、大宝令は 唐令の「請」にあたる未墾地の開

かれていたとする。開墾規定を挿入したもので、荒地の百姓開墾は大宝令では想定外にお不要となった後半部分に荒地という唐田令の字句を利用した未墾地のかった大宝以前では想定が困難で、そこで借佃規定であった条の内、

らえたが、しかし坂上康俊氏はその規定は存在していたとみている。® いうのは不思議であるからである。とすると、 にしろ、王臣であれ、 は百姓による荒地開墾の存在が想定されていたことを示すものであろ がふれていること、また、 できるが、 ていることが注意される。 義解が同条において、 定されていたと考える。法文としての明確な規定は見当たらないが、 論が分かれているのであるが、これについては当初からその存在は想 このように服部氏は、 これが義解の註であることから後世の観念によるものとの見方も ・・」と「初墾」をも念頭においた 謂百姓墾者。待二正身亡一。即収授。 荒地について(ア)において「開元式」の引用にせよ古記 の私田には私が開墾した墾田が含まれる以上、 位田、 開墾はしており、それを念頭に置いていないと® 百姓墾についての規定は存在しなかったとと 既に墾田の存在が想定されているのであ 同様に(イ)において「替解日還」 賜田、 口分田、 唯初墾六年内亡者。 「百姓墾」にふれていること 墾田を私田とすると註し 百姓墾は展開されてい 三班収授 百姓 レ官収

地公民制の解体ととらえられてきた。例えば石母田正氏は「直接にはところで私財法については、旧来は私的土地所有の端緒となり、公

う。すなわち『続日本紀』慶雲三(七〇六)年三月丙辰条では 大量の施入は政府の政策の成功を物語るものであるが、そのために土 大量の施入は政府の政策の成功を物語るものであるが、そのために土 大量の施入は政府の政策の成功を物語るものであるが、そのために土 地国有制と原則的に矛盾するかかる法令の発布を見たことは王臣家、 地国有制と原則的に矛盾するかかる法令の発布を見たことは王臣家、 (窓) して吉田孝氏は田地に対する支配体制を深化させようとしたもの、坂 上康俊氏は私的土地所有の端緒として評価すべきとし、評価が分かれ ているが、それに至る政策の変遷からして石母田氏、坂上氏にしたが でいるが、それに至る政策の変遷からして石母田氏、坂上氏にしたが でいるが、それに至る政策の変遷からして石母田氏、坂上氏にしたが

栽_樹為_林。并周二三十許歩。不_在_|禁限|。妨;|地利|。・・自今以後。不_得;|更然;|。但氏々祖墓及百姓宅辺。・・頃者。王公諸臣多占;|山沢;|。不_事;|耕種;|。競懐;[貪婪;]。空

とし、また和銅四(七一一)年一二月丙午条では

以来。厳加□禁断」。但有ႊ応ュ墾□開空閑地」者ュ。宜経□国司」。然詔曰。親王已下及□豪強之家」。多占□山野」。妨□百姓業」。自ュ今

後聴

官処分

池。 下新 限を加えたかにみえる。 者の差違は明らかであろう。 天平一五年の私財法は面積に上限を設けており、 造溝池。 王公諸臣や豪強之家の土地私有が制限されているのである。(8) |其一身||とし、 営 開墾 一者上。 しかし一方で永年の私財とすることを認めて 面積を「不」限二多少二」とすることからみる 確かに養老七年格が 不以限 三多少」。 給伝 開 三世 |闢田疇|。 若逐 其有 面

り、開墾された土地は最高の大までも班給すべき口 である。このことは坂上氏の説くように上級官人層の意向を受けて方 ていた土地の開墾私有を認めたものと評価すべきなのである。 針転換がなされたと言えよう。その意味では、私財法はかつては禁じ 拡張策を維持する一方、 る。それを私財法は養老の政策が失敗したと位置づけるものの、 地公民制、 いるのである。 開墾された土地は最終的に国家に帰属することとなっており、 換言するならば律令制の土地制度の枠内に収まるものであ 養老年間の土地政策は「百姓漸多。 新たに上級官人層の土地所有に道を開いたの 分田のための田地の拡張をはかったものであ 田地窄狭」の故に 田地 公

ある 本紀 級官人層の意向を反映したものととらえるのが妥当であろう。 うであれば従来とは異なり、 かに田図の作成など、 田地に対する支配体制を深化させようとしたものととらえている。(®) 続日本紀』 このような政策が何故出されたかである。吉田氏は先にみたように しかしそのことは私財法がなくてもなし得ることではないか。 如」聞 『令集解』 「太政官」構成員の意図が背景にあったと考えられるので によれば「太政官奏」を受けているが、 」として私財法が出されている。 巻一二田令荒廃条所引天平一五年五月廿七日格は 墾開地などに対しても支配は継続されている 土地の私有自体を認めさせようとした上 この点、 、官奏の手続きか点、養老七年格は 確 そ

不、限二多少一。 確かに養老七年格が 給伝三 世 開 |闢田疇|。 若逐 旧溝池。 其有下新 給 |造溝池|。営 其 一身 とし、 開墾 者上。 面積

^なわち正税出挙の大規模化は、

後に出挙することなしに出挙を受

額は、 と言えよう。 開墾私有を認めたものであり、 正三位四〇町、 位四百町。 襲しているかに見える。 積に上限を設けており、 を「不」限 | 多少 | 」とすることからみると、天平一五年の私財法は 発令当初においては十分な広さと認識されていたのではないか。また○町、左右大臣三○町、大納言二○町との規定と比較して、私財法の 方で永年の私財とすることを認めているのである。このことからし 私財法は上級官人層の意向をもとに、 正 田令位田条の、 一位八○町、 三品四品及三位三百町。 従三位 一品八〇町、 従一位七四町、 二四町 しかし「其親王一品及一位五百町。 その意味では養老七年格以前の土地政策を踏 それまでの政策を大きく転換したもの (以下略)、 二品六〇町、三品五〇町 四位二百町。 正二位六〇町、 田令職分田条の太政大臣四 かつては禁じていた土地の 五位百町_ 従 位 二品及二 との制限 四品四 町 面

天平期の政策と律令制

四

ものであることが注意される。の意向を反映し、それまでの土地政策のあり方を一八○度転換させたの意向を反映し、それまでの土地政策のあり方を一八○度転換させた正税出挙の大規模とそれを背景とした法定収量の設置はそれまでの律正税出、天平期になされた主要な改革についてみてきたのであるが、

ることもさることながら、 の段階的な導入の一環であるとみる。 た財政構造の導入が当時の日本の政府の目標とするなら、 を保有し、 天平期にその軌道修正が図られたとするのである。 制度により近づこうとしたもので、 た上級官人層をさらに優遇する側面をもつものであるが、とくに留意 異なるものである。さらに土地政策の変更はそれまでも優遇されてい う利益であった。このことはそれまでの国衙や政府の財政のあり方と とを意味するが、これを可能とするのは正税出挙の大規模化にともな とから、 る。また天平一九年五月官奏に始まる改革は課口数を多く見積もるこ れた数字にもとづく収取が展開されることとなることが重要なのであ ら国衙財政さらに政府の財政に寄与すること、 けたものとしてその利子に当たるものを税として納付させることとな これらをいかにみるかである。吉田孝氏は、 その青写真として隋唐の律令制度の導入をはかったのであるが、 公廨稲制度の拡大、正税出挙の拡大について、 それまでの軌道修正とみている。すなわち、 日本の班田制に欠如していた要素を補完したものととらえる一〇〇〇 調庸の増徴に寄与する一方、封主への封物増加をもたらすこ 諸国の公廨稲は律令支配の動揺を示すものではなく、 その運用についての責任を各官司が負う、 それまでは禁じていた土地私有を認めたことである。 官物の欠負未納の補塡を可能とすることか 私財法は律令体制的な制度であ 土地政策の変更を唐の それをもとに法定化さ 日本は国家建設を急 官司が個別に財源 また小倉真紀子氏 という唐に倣っ 在京官司の 律令制

> 吉田氏、 部分をも、 律令制を敷いたのである。 まっていたのに、国家建設の節されたとみているのであるが、 であり、 のであった点、 を置いてとらえ、吉田氏、 に評するかであるが、 い、より唐の制度に近づこうとし、 私有を認めたものであり、それまでの土地政策を一八○度変更したも 私財法は上級官人層の意向をもとに、かつては禁じていた土地の く過程で起きた軌道修正と位置づけた。 も考慮するならば、 これらの側面があることは否定できない。しかし吉田説につい 税の確保のあり方を転換するものであった点が注意される。 小倉氏はともに唐の制度に倣おうとして、天平期の改革がな 律令文とは別に導入をはかったのである。このことをいか 小倉説については天平一九年五月官奏に始まる改革を 国家建設の範を封建制の域に達していた唐に求め、 国衙や政府の財政そのもののあり方と異なるもの 石母田正氏はなおも律令制の存続する点に重点 小倉氏はこれを律令制が社会に浸透して しかし唐の制度をより深く知るにしたが 日本はいまだ封建制以前の段階にとど 既に唐で展開されていた封建的 しかしそれ以上の変化が起き

唐の制を離れて専制を廃止して上級官人層の権利を拡大するのであれる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を制約する、もしくはる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を制約する、もしくはる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を制約する、もしくはる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を制約する、もしくはる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を拡大するのである。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を拡大するのであれる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を拡大するのであれる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を拡大するのであれる。唐に倣って専制を廃止して上級官人層の権利を拡大するのであれる。唐に倣って専制を敷いて上級官人層の権利を拡大するのであれる。

たのではないか

事Ω	唐と日木の	上級古人	の傷温度*

	唐	比率	大宝令	比率
口分田	丁男1頃	1	口分田男2段	1
永業田・位田	永業田親王100頃 〃 職事正一品60頃	100 60	位田一品80町 〃 正一位80町	400 400
京官職分田	一品12頃	12	太政大臣40町	80
在外諸司職分田	二品12頃	12	大宰帥10町	50

*上級官人のそれは最高位の者に対する給付額を示した。 また比率は成人男子一人を基準とする。

優遇がなされたのかが焦点となる

るならば、 とのできる方向へと変化することである。 意向が働いたとみるべきであるが、注意されることはこの土地の私有 に上級官人層の優遇が画されたことを意味する。律令に規定された以 唐よりもより多くの給付額を上級官人のために設定していたのに、 日本の上級官僚に対する給付は唐以上になされていたのである。 の半分程度が墾開されたものと説いている。しかし表8にみるように 上の優遇策を上級官人層が意図し、 らに多くの土地の開墾を認めたのである。このことは律令の模倣以上 上級官人層も当然ながら優遇されているのであるが、 五倍を目処として大雑把に制限額を定めたものであり、 このことは単に唐令の模倣と言うことはできず、そこに上級官人層の この点、 国家から支給される俸禄に依存する体制から、 その地は永遠に個人のものとして認められ、 吉田氏は私財法は墾田地を位田や口 それは実行に移されたのである。 土地を開墾し、 一分田、 独自にまかなうこ 日本の方はその 郡 その土地から 実質的にはそ 司職田 耕作し続け ほ

なったのである たのである。 制度に近づこうとし、

封建的な部分も、

律令文とは別に導入をはかっ

軌道修正以上の改変がおこなわれたのである。

律令制

少なくとも唐で展開されている封建制的な要素が色濃く

を敷いたのであるが、 いたのに、 の生産物は土地所有者に帰属することとなるのである。 方、 先にふれたように、 級官人層は自らの利益のために、 そのことを通して国家のあり方についても変更させたのであ 国家建設の範を封建制の域に達していた唐に求め、 唐の制度をより深く知るにしたがい、 日本はいまだ封建制以前の段階にとどまって 唐の制度に近づくことを掲げる より唐の

国家運営をおこなうことが続いていることから、 配者層が律令法を掲げ、 外殻をまとった異なる体制が出現したと位置づけられるのである。 してある土地は公のものとして成り立つ律令制は終わりを告げ、 初の農民から税を取り、 り方は当初のものと異なったものとなったのである。 点では変わりはないが、 配者層が、 律令制のあり方とは大きく異なったものとなったのである。 されることにもなったのである。しかし天平期の改革によって当初の わらず律令制は継続され、天平期の改革は軌道修正に過ぎないと評価 の多くも同様であったことである。このため、 一意されることは、 農民から集めた物を自由に使いつつ国家を運営するという 政治体制はそれまでを踏襲し、 その税で国家を運営するとともにその基礎と しかし農民からの税の取り方、 従来と同じく農民から徴収したものによって 天平期の改革にもかか 当初の体制を軌道修 その意味では当 また、 土地制度のあ 律令法文 確かに支 その 支

> る。 る体制から、 考えに変わり、 家運営にあたる上級官人にしても、 正したと言えないことはないが、支配者層が律令制を掲げる点は同 当初とは似て非なる体制がスタートしたことを重視するならば 国家運営のための収入は得られさえすれば手段は問わない 独自にまかなうことのできる方向へと変化したのであ 国家が直接農民を把握するという方向から逸脱し、 国家から支給される俸禄に依存す

おわりに

した。 以上、 天平期の改革について、 その主要と考えるものに絞って検

出挙収入などによる国家運営の段階 らの転換を図ることになる。すなわち土地は国家のみが管理する段階 唐の制度に近づこうとしたのであれば、 方式が大きく変化したのである。 る。また、農民が納める租税による国家運営を原則とした段階から公 から上級官人層や大寺社の土地所有が認められる段階への変更であ れているが、 え確保できればその手段は問わない段階への移行である。 この天平期の改革を唐の制度に近づこうとしたものとの評価もなさ 唐のそれが封建制段階のものであることからして、 それは古代的な日本律令制 すなわち国衙や政府の収入さ

表面的には律令制は当初の外殻をまといながら、 以後も永きにわ

は当初の律令社会とは異質の社会とみなす方がより適切なのではない 言えない。そのような理念の下に展開される天平期の改革以後の社会 念の下に展開されるものであり、ともに律令制の理念の下にあるとは 同じとは言えない。天平期の改革後のそれは当初のものとは異なる理 たって存続する。このことから律令制の存続がうたわれもするのであ しかし、その下における国家運営の方式は決して当初のものと

このことを指摘して小稿を終えることとしたい。

註

- (1) 石母田正『古代末期政治史序説』(未来社、 ページ。 一九六四年)一三~四
- 2 『日本史講座』2、東京大学出版会、二〇〇四年)。 坂上康俊「律令国家の法と社会」(歴史学研究会・日本史研究会編
- 3 九八三年)。 吉田孝「律令国家の諸段階」(『律令国家と古代の社会』岩波書店
- $\widehat{4}$ 文館、一九六〇年)。 薗田香融「出挙」(大阪歴史学会編 『律令国家の基礎構造』 吉川弘
- 5 『続日本紀』天平六年正月丁丑条
- 6 薗田香融「出挙」(前掲)。
- 7 究』三八五、 山本祥隆 二〇一〇年)。 「借貸考―律令国家地方支配の一側面―」(『続日本紀研
- 8 り、利子の上限は民間の場合は年一○割で、官の場合は五割である。 為」理。仍以二一年,為」限。不」得」過二一倍」。其官半倍」とされてお 恐らく天平初年の困難な状況への対処に追われる国司への配慮が背 雑令以稲粟条において、「凡以||稲粟||出挙者。任依||私契|。官不」

- 景としてあったのであろう。
- $\widehat{10}$ 早川庄八「公廨稲制度の成立」(『史学雑誌』 六九―三、一九六〇
- 令制の構造』吉川弘文館、二〇〇三年)。 渡辺晃宏「公廨の成立―その財源と機能―」(笹山晴生編 『日本律
- (『日本古代の国家と農民』法政大学出版局、一九七三年)。 ○年)、薗田香融「出挙」(前掲)、宮原武夫「公廨稲出挙制の成立」 水野柳太郎「出挙の起源とその変遷」(『ヒストリア』二八、

 $\widehat{12}$

11

- 早川庄八「公廨稲制度の成立」(前掲)。
- 小倉真紀子「公廨稲運用の構造」(『日本史研究』五〇六、二〇〇四

14 $\widehat{13}$

- 15 渡辺晃宏「公廨の成立―その財源と機能―」(前掲)。
- $\widehat{16}$ る仕組みになっていないことに注意すべきであろう。 困難にそつなく対処したからと言って国司の給与は直ちに増額され
- この「官物」については後述する。
- $\widehat{18}$ $\widehat{17}$ 山本祥隆「借貸考―律令国家地方支配の一側面―」(前掲
- <u>19</u> 全体で該当する死亡者は「壹佰貳拾柒人」、「免税」とされたのは「陸 二五二のように巻数とページ数のみをあげる)。なお当年度の備中国 仟陸佰柒拾捌束」である。 『大日本古文書』 二巻二四七~二五二ページ(以下、二一) 二四七~
- 20 あるとする。 税負死亡人が特定の層に集中する傾向があるとして、何らかの作為が 人帳を中心として―」(『史林』 五六―五、一九七三年)において、大 なお舟尾好正氏は「出挙の実態に関する一考察―備中国大税負死亡
- 21 二―七五。恐らくここに見える数字は和泉監全体の数字であろう。
- $\widehat{22}$ 六九、一九七五年)。 舟尾好正「古代の稲倉をめぐる権力と農民(上)」(『ヒストリア』
- $\widehat{23}$ 年五割の利子が取られていることが確認できる 注(8)を参照されたい。また実際、この天平九年和泉監正税帳では

- されている。 糒支二廿年」。 倉庫令倉貯積条には「凡倉貯積者。稲穀粟支|,九年|。雑種支|,二年|。 貯経三年以上。一斛聴_||耗一升_|。五年以上二升」と、減損率が示
- $\widehat{25}$ 宮原武夫「春夏二季出挙の意義」(『日本古代の国家と農民』
- 天平二年紀伊国正税帳では 出挙壹萬陸阡壹佰捌拾束

身死壹佰参人 免税参阡壹拾陸束

定納本壹萬参阡壹佰陸拾肆束 利陸阡伍佰捌拾貳束

(一一四一八~四一九)

43

 $\widehat{42}$ $\widehat{41}$

沢田吾一『復刻

死亡者が存在するものの、全体としては利益を得ている。

百姓が要望するとは言っても公出挙の拡大はあり得なかったのではな 国司借貸が国衙などに利益をもたらさなかったのであれば、いかに

- (28) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(日本思想大系 岩波書店、一九七六年)。 『律令』
- 29 問題としている。 なお、この条において、或説や朱説は 「動用」穀か 「不動」 穀かを
- 30 早川庄八「公廨稲制度の成立」(前掲
- 31 賦役令調庸物条に調庸物の京進が規定されている
- $\widehat{32}$ 一四一〇。
- 33 |四一六。
- 34 『続日本紀』和銅五年五月甲申条

賦役令調絹絁条、歳役条

- 35
- 松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、 一九八七年)、 第三
- 37 にみえている。 関連史料は四―五八~九、八三、一〇九~一一〇、一一四~一一五
- 塙書房、一九九二年)。 栄原永遠男「奈良時代の流通経済」(『奈良時代流通経済史の研究

- 39 究』 前掲 栄原永遠男「律令制的収取と流通経済」

 『奈良時代流通経済史の研
- い込まれた農民は、 国衙が農民に変わって調庸などを納付したとしても、 国衙ないし国司に対して借財を追うこととなる。

 $\widehat{40}$

- 渡辺晃宏「公廨の成立―その財源と機能―」(前掲)。
- 七二年、一九二七年初版)一五四~一五七。

奈良朝時代民政経済の数的研究』(柏書房、

一九

- 館、一九七七年)。 時野谷滋「食封制度の展開」(『律令俸禄制度史の研究』吉川弘文
- 一一四九~五〇。
- $\underbrace{45}$ $\underbrace{44}$ 五五 沢田吾一『復刻 奈良朝時代民政経済の数的研究』(前 掲 Ŧī.
- 戸令老残条には老、残は次丁とされている

 $\widehat{46}$

- (47) これは天平勝宝九年四月四日勅では中男は一八歳から、二二歳から れているが、この点は除外してまとめた。 長、内外初位長上、勲位八等以上、雑戸、陵戸、品部などは課役が免 部、使部、兵衛、衛士、仕丁、防人、帳內、資人、事力、駅長、烽 されている(『令集解』戸令三歳以下条所引)が、年齢や分類は令に 除され、主政、主帳、大毅以下、兵士以上、初位、 したがっている。さらに賦役令舎人史生条において舎人、史生、伴 正丁、天平宝字二年七月三日勅により六○歳から老、六五歳から耆と 残疾は徭役免とさ
- 慶雲三年九月一〇日格。なお二東二把と一東五把における実質的な差 上で、それを東把に表現しなおしたものが二東二把と一東五把である 違は存在しない。方五尺一歩の広さと方六尺一歩の広さは同じとした た(『続日本紀』慶雲三年九月丙辰条、『令集解』田令田租条古記所引 ためである)。 慶雲三年(七〇六)九月一〇日格以降では租稲一段一東五把とされ
- $\widehat{49}$ 『令集解』封戸条所引天平一一年五月三〇日格
- 50 時野谷滋「食封制度の展開」(前掲)

- 51 一一六三五
- $\widehat{52}$ 店、一九八三年) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(『律令国家と古代の社会』 岩波書
- 53 吉田孝「均田法と墾田永年私財法」(『律令国家と古代の社会』 前
- 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)
- 別府元日「国家的土地支配と墾田法」(『律令国家の展開と地域支配 規定し、未墾の荒地の開墾についてはなんら言及していないとみる西 古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)、荒廃田の再開墾のみを 館、一九八一年)・吉村武彦「古代社会と律令制国家の成立」(『日本 の墾田法に関する二―三の問題」(『日本古代土地法史論』 墾奨励策説を説く者に彌永貞三「律令的土地所有」(『日本古代社会経 第二巻、一九三八年)・吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)、開 思文閣出版、二〇〇二年)などがある。 済史研究』岩波書店、一九八〇年)・坂上康俊「律令国家の法と社会」 開墾地制限説を説く者に中田薫「日本庄園の系統」(『法制史論 百姓の開墾権は慣習不文の法と説く者に虎尾俊哉 一吉川弘文 「律令時代
- 56 (刀江書院、一九三一年)。 瀧川政次郎『律令の研究』第一編第四章第三節 「大宝律令の藍本」
- 57 先立ち、戴建国氏が「唐《開元二十五年令・田令》研究」(『歴史研 究』二○○○年第二期)において、その発見の報告をおこなっている 大学人文論集』一二、二〇〇〇年、など、この戴氏にもとづく条文を (なお、池田温「唐令と日本令(三) 唐令復原研究の新段階」『創価 『天一閣蔵明鈔本天聖令校證』 (中華書局、二〇〇六年)。なおこれに 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證
- $\widehat{58}$ 究』三六一、二〇〇六年)。 示しているが、若干の違いがある)。 服部一隆「天聖令を用いた大宝田令荒廃条の復原」(『続日本紀研
- 59 服部一隆「天聖令を用いた大宝田令荒廃条の復原」(前掲)。

- 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲
- $\widehat{61}$ $\widehat{60}$ 釈説も荒廃条において口分田、墾田を私田、 乗田を公田と註してい
- 例えば 『常陸国風土記』 行方郡条における壬生連麿の開発伝承など
- $\widehat{63}$ $\widehat{62}$ 石母田正「古代史概説」(『岩波講座日本歴史』 1、 一九六二年)。
- $\widehat{65}$ $\widehat{64}$ 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。
- 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)。

 $\widehat{66}$

- るが、国司・官の認可が必要とされている。 和銅四年一二月の政策は一方で空間地があれば墾開が認められてい
- 67 拙稿「力田者の抬頭とその理由」(『古代文化』三四―一二、一九八
- 68 坂上康俊「律令国家の法と社会」(前掲)。
- 吉田孝「均田法と墾田永年私財法」(前掲)。
- $\widehat{70}$ $\widehat{69}$ 公式令論奏式条。
- $\widehat{71}$ 臣三〇〇人、左右大臣二〇〇人、大納言一〇〇人とする。すべてが経 るが、軍防令給帳内条は一品一六〇人、二品一四〇人、三品一二〇 営に動員されたわけではないことからすると、多少の余力はあったと 人、四品一〇〇人、一位一〇〇人、二位八〇人、三位六〇人、太政大 墾をおこなう余力はないと認識されていたのではないか。 しても、その給された田地の維持程度のことしかできず、大規模な開 位田や職田の経営には「帳内」や「資人」も動員されたと考えられ
- 薗田香融「出挙」(前掲)。
- 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)
- $\widehat{75}$ $\widehat{74}$ $\widehat{73}$ $\widehat{72}$ 吉田孝「律令制の展開過程」(前掲)。
- 小倉真紀子「公廨稲運用の構造」(前掲)。
- 原秀三郎氏はアジア的国家的奴隷制下にあったとみる(『日本古代国 体的奴隷制の段階(『日本古代社会構成史論』塙書房、一九六八年)、 『古代専制国家の構造』御茶の水書房、一九五八年)、吉田昌氏は総 塩沢君夫氏は古代アジア的生産様式の社会としては最後の段階

- (78) 石母田正氏は天皇専制ととらえ(77) 石母田正「古代史概説」(前掲)。
- (78) 古田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。
 (79) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。
 (79) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。
 (79) 吉田孝「墾田永年私財法の変質」(前掲)。